



福岡県医発第 3070 号 (地)
平成 29 年 2 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 29 年度介護報酬改定に関する諮問等の送付について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員については、平成 28 年 8 月に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」において、「キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均 1 万円相当の改善を平成 29 年度に実施する」とされたことから、平成 29 年度より処遇改善のため、介護報酬改定が行われることになりました。

改定については社会保障審議会介護給付費分科会で議論が行われ、平成 29 年 1 月 18 日の会合において、改定率が示され【1. 14% (うち在宅分は 0. 72%、施設分は 0. 42%)】、厚生労働大臣から同審議会に報酬算定基準について諮問が行われました。審議後、給付費分科会として了承し、同審議会に報告され、その後社会保障審議会会長より厚生労働大臣に答申されました。

つきましては社会保障審議会介護給付費分科会資料(諮問書・報告・答申含む)をご参考までに送付いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 白石恒明

(介 1 6 3)

平成 29 年 1 月 30 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

平成 29 年度介護報酬改定に関する諮問等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護職員については、平成 28 年 8 月 2 日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」において、「キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均 1 万円相当の改善を平成 29 年度に実施する」とされたことから、月額平均 1 万円相当の処遇改善を実施するため、平成 29 年度介護報酬改定が行われることになりました。

改定については社会保障審議会介護給付費分科会で議論が行われ、平成 29 年 1 月 18 日の会合において、改定率が示され【1.14%（うち在宅分は 0.72%、施設分は 0.42%）】、厚生労働大臣から同審議会に報酬算定基準について諮問が行われました。審議の後、給付費分科会として了承し、同審議会に報告され、その後社会保障審議会长より厚生労働大臣に答申されました。

つきましては、参考として介護給付費分科会資料（諮問書・報告・答申含む）をご送付申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページにおいても同資料が公開されておりますので、あわせてお知らせいたします。

敬具

記

（添付資料）

- ・ 社会保障審議会介護給付費分科会（第 135 回）資料（平成 29 年 1 月 18 日開催）

1 セット

（参 考）

- ・ 厚生労働省ホームページ 社会保障審議会介護給付費分科会資料掲載アドレス

第135回（平成29年1月18日開催）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000148990.html>

以上

社会保障審議会介護給付費分科会(第 135 回)議事次第

日時：平成 29 年 1 月 18 日（水）
15：00 から 17：00 まで
於：ベルサール半蔵門（ホール）

議 題

1. 平成 29 年度介護報酬改定に係る諮問について
2. その他

社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿

29. 1. 18現在

氏 名	現 職
安 部 好 弘	公益社団法人日本薬剤師会常務理事
井 口 経 明	東北福祉大学客員教授
伊 藤 彰 久	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
稲 葉 雅 之	民間介護事業推進委員会代表委員
井 上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
井 上 由美子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事
及 川 ゆりこ	公益社団法人日本介護福祉士会副会長
大 西 秀 人	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長（高松市長）
亀 井 利 克	三重県国民健康保険団体連合会理事長（名張市長）
河 村 文 夫	全国町村会政務調査会行政委員会委員（東京都奥多摩町長）
小 林 剛	全国健康保険協会理事長
齋 藤 訓 子	公益社団法人日本看護協会常任理事
齊 藤 秀 樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事
鈴 木 邦 彦	公益社団法人日本医師会常任理事
鷺 見 よしみ	一般社団法人日本介護支援専門員協会会長
瀬 戸 雅 嗣	公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
高 野 直 久	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
武 久 洋 三	一般社団法人日本慢性期医療協会会長
◎ ※ 田 中 滋	慶応義塾大学名誉教授
田部井 康 夫	公益社団法人認知症の人と家族の会理事
東 憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会会長
※ 福 田 富 一	栃木県知事
堀 田 聰 子	国際医療福祉大学大学院教授
本 多 伸 行	健康保険組合連合会理事
松 田 晋 哉	産業医科大学教授

（敬称略、50音順）

※は社会保障審議会の委員

◎は分科会長

平成29年度介護報酬改定の概要（案）

社保審一介護給付費分科会

第135回（H29.1.18）

資料 1

1. 改定率について

- 平成29年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1. 14%の介護報酬改定を行うものである。

（参考）

介護報酬改定率：1. 14%

（うち、在宅分：0. 72%、施設分：0. 42%）

※内訳は、1.14%のうち、在宅分と施設分の内訳を試算したもの

2. 平成29年度介護報酬改定の基本的考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること（就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む）」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。
- 上記に伴い、介護職員処遇改善加算の区分と加算率については、次頁以降のとおりとする。

介護職員処遇改善加算の区分

算定要件	加算(Ⅰ) (新規) (月額3万7千円相当)	加算(Ⅱ) (※旧加算(Ⅰ)) (月額2万7千円相当)	加算(Ⅲ) (※旧加算(Ⅱ)) (月額1万5千円相当)	加算(Ⅳ) (※旧加算(Ⅲ)) (加算(Ⅲ)×0.9)	加算(Ⅴ) (※旧加算(Ⅳ)) (加算(Ⅲ)×0.8)
	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ <u>及び</u> <u>キャリアパス要件Ⅲ</u> ＋ 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ ＋ <u>職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</u>	キャリアパス要件Ⅰ 又は キャリアパス要件Ⅱ ＋ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ ＋ 職場環境等要件 <u>のいずれかを満たす</u>	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ ＋ 職場環境等要件 <u>のいずれも満たさず</u>

(注) 「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

介護職員処遇改善加算に係る加算率について

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・（介護予防）訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算（Ⅲ）により 算出した単位 ×0.9	加算（Ⅲ）により 算出した単位 ×0.8
・（介護予防）訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・（介護予防）通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・（介護予防）通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・（介護予防）認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・（介護予防）短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	2.6%	1.9%	1.0%		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、 特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

平成 29 年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

別紙 1 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙 2 : 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

別紙 3 : 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙 4 : 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙 5 : 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する
基準

別紙 1 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）（抄）【平成二十九年四月一日施行（予定）】

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ～ホ （略） へ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （新設） (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> イからホまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> イからホまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ～ホ （略） へ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</u> (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準 <u>イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介

- 護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定訪問介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から四まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいず

2 訪問入浴介護費

イ、ロ (略)

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イ及びロにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

れにも適合すること。

2 訪問入浴介護費

イ、ロ (略)

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イ及びロにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成

し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に

3～5 (略)
6 通所介護費
イ～ニ (略)

周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3～5 (略)
6 通所介護費
イ～ニ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市

又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定通所介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職

7 通所リハビリテーション費

イ～ホ (略)

へ 処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、

員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 通所リハビリテーション費

イ～ホ (略)

へ 処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、

平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算によ

る賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合す

8 短期入所生活介護費（１日につき）

イ～ホ （略）

へ 処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（新設）

ること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

8 短期入所生活介護費（１日につき）

イ～ホ （略）

へ 処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからホまでにより算定した単位

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

- 数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告するこ

と。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)～(6) (略)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)～(6) (略)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

- (二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

- (三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第四十九号)のいずれにも適合すること。

年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(8) (略)

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(8) (略)

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1)～(6) (略)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

㊦ 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

㊦ 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

㊦ 介護職員処遇改善加算Ⅲ ㊦により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

㊦ 介護職員処遇改善加算Ⅳ ㊦により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

二 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1)～(6) (略)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㊦ 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㊦ 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㊦ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

㊦ 介護職員処遇改善加算Ⅳ ㊦により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

㊦ 介護職員処遇改善加算Ⅴ ㊦により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(7) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(新設)

(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(7) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

10 特定施設入居者生活介護費

イ～ヘ (略)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからへまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからへまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

10 特定施設入居者生活介護費

イ～ヘ (略)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからへまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからへまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからへまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計

- 画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定特定施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定特定施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定施設において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。))の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（8）平成二十七年四月から（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ（1）から（6）まで、（7）（一）から（四）まで及び（8）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1）イ（1）から（6）までに掲げる基準に適合すること。

（2）次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

（一）次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（二）次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b a について、全ての介護職員に周知していること。

（3）平成二十年十月からイ（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ（2）又は（3）に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

11 (略)

11 (略)

別紙 2：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）（抄）【平成二十九年四月一日施行（予定）】
 （変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ～タ （略） レ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （新設） (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> イからタまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> イからタまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ～タ （略） レ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> <u>イからタまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数</u> (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> イからタまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> イからタまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
	※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 介護老人福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算の基準 <u>イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介

- 護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護老人福祉施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護老人福祉施設において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいず

2 介護保健施設サービス

イ～ツ (略)

ネ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからツまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからツまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

れにも適合すること。

2 介護保健施設サービス

イ～ツ (略)

ネ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからツまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからツまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからツまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護老人保健施設サービスにおける介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護老人保健施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全

ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該介護老人保健施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該介護老人保健施設において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
(1)～(17) (略)

周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
(1)～(17) (略)

(18) 処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(18) 処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護療養型医療施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指

定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定介護療養型医療施設において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
(1)～(15) (略)

(16) 処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平

員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
(1)～(15) (略)

(16) 処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平

成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護療養型医療施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算によ

る賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定介護療養型医療施設において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1)～(14) (略)

(15) 処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

二 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1)～(14) (略)

(15) 処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(14)までにより算定した単

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

- 位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護療養型医療施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定介護療養型医療施設において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件

	(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
--	---

別紙 3：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）【平成二十九年四月一日施行（予定）】

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ～ヘ （略） ト 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （新設） (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> イからへまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> イからへまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ～ヘ （略） ト 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> <u>イからへまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</u> (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> イからへまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> イからへまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算の基準 イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合す

ること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいず

2 夜間対応型訪問介護費

イ～ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

れにも適合すること。

2 夜間対応型訪問介護費

イ～ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからハまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を

- 含む。以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
- (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

2の2 地域密着型通所介護費

イ～ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)㈠から四まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

㈡ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2の2 地域密着型通所介護費

イ～ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、

次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第四十九号)のいずれかに該当すること。

年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 指定地域密着型通所介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

3 認知症対応型通所介護費

イ～ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)により算定した単位数の100分の

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 認知症対応型通所介護費

イ～ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の

90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十

四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～リ (略)

ヌ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからリまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

- (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算(IV) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(V) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～リ (略)

ヌ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからリまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからリまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからリまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合す

ること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいず

5 認知症対応型共同生活介護費

イ～ト (略)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

れにも適合すること。

5 認知症対応型共同生活介護費

イ～ト (略)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の

- 区長を含む。以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和三十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
- (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ～ホ (略)

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成3

員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ～ホ (略)

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成3

0年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

0年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定地域密着型特定施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 指定地域密着型特定施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 指定地域密着型特定施設において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ～ツ (略)

ネ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからツまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからツまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ～ツ (略)

ネ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからツまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからツまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからツまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 指定地域密着型介護老人福祉施設において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)

の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

8 複合型サービス費

イ～ヲ (略)

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算(IV) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(V) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

8 複合型サービス費

イ～ヲ (略)

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
複合型サービス費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

（五） 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

（六） （五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（8） 平成二十七年四月から（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ（1）から（6）まで、（7）（一）から（四）まで及び（8）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（1） イ（1）から（6）までに掲げる基準に適合すること。

（2） 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

（一） 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（二） 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

（3） 平成二十年十月からイ（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ（2）又は（3）に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

別紙 4：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十九年四月一日施行（予定）】
（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防訪問介護費（1月につき） イ～ホ （略） ヘ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （新設） (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> イからホまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> イからホまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防訪問介護費（1月につき） イ～ホ （略） ヘ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 介護予防訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準 <u>イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等

- の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防訪問介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
- (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)―から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - ― 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合す

2 介護予防訪問入浴介護費

イ、ロ (略)

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(新設)

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イ及びロまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ及びロまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 介護予防訪問入浴介護費

イ、ロ (略)

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イ及びロまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ及びロまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ及びロまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に

関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
 - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又

は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3～5 (略)

6 介護予防通所介護費(1月につき)

イ～チ (略)

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介

護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

3～5 (略)

6 介護予防通所介護費(1月につき)

イ～チ (略)

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介

護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III) イからチまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定介護予防通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作

成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防通所介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
 - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

7 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)
イ～ト (略)

- 六 五の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)―から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ― 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)
イ～ト (略)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防通所リハビリテーション費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の

十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
 - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

8 介護予防短期入所生活介護費（１日につき）

イ～ニ （略）

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)―から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

― 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

8 介護予防短期入所生活介護費（１日につき）

イ～ニ （略）

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃

金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五

- 号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
- (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(5) (略)

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、

員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(5) (略)

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、

指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準
イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施す

ること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(7) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ

び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(7) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ

かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その

内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(5) (略)

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(5) (略)

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(5)までにより算定した

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

- 単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
- 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準
- イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
 - (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
 - (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報

告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(6) (略)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(6) (略)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した

単位数の1000分の20に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の11に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (二)により算定した単位数の100
分の90に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (二)により算定した単位数の100
分の80に相当する単位数

単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(6)までにより算定した
単位数の1000分の10に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100
分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100
分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準
イ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合す
ること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和

二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めているこ

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ～ニ （略）

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（新設）

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)により算定した単位数の100分

と。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ～ニ （略）

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分

の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保

険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

- (6) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

11 (略)	(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 <u>三</u> 介護職員処遇改善加算<u>Ⅳ</u> イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。 <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算<u>Ⅴ</u> イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 11 (略)
---------------	--

別紙 5：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）（抄）【平成二十九年四月一日施行（予定）】

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ～ハ （略） ニ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （新設） (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> イからハまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数 (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> イからハまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数 (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ～ハ （略） ニ 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員処遇改善加算(I)</u> <u>イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数</u> (2) <u>介護職員処遇改善加算(II)</u> イからハまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 (3) <u>介護職員処遇改善加算(III)</u> イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数 (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準 イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合す

ること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に

周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)㈠から四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

㈡ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のい

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ～ホ （略）

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
（新設）

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

れにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(V) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ～ホ （略）

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
- (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費
イ～へ （略）
ト 介護職員処遇改善加算

周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費
イ～へ （略）
ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからへまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、

当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。

(4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算Ⅴ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 平成29年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注 身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+67単位(201単位を限度)	×70/100	×90/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (Ⅰ) +20/100 特定事業所加算 (Ⅱ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅲ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅳ) +5/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (245単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (388単位)										
	(4) 1時間以上 (564単位に30分を増すごとに+80単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位) (2) 45分以上 (225単位)										
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)											
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)											
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)											
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)										

： 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,234単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)						

： 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 2人以上による訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算（※）	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算（1日につき）
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能（310単位）	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位					1月につき +540単位			
	(2) 30分未満 （463単位）													
	(3) 30分以上1時間未満 （814単位）													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （1,117単位）													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （302単位） ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能（262単位）	×90/100				+300単位	+15/100	+10/100	+5/100		1月につき +290単位	1月につき （Ⅰ）の場合 +500単位 又は （Ⅱ）の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2000単位	
	(2) 30分未満 （392単位）													
	(3) 30分以上1時間未満 （567単位）													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （835単位）													
ハ 定時巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 （1月につき 2,935単位）		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100									+800単位			
ニ 初回加算 （1月につき +300単位）														
ホ 退院時共同指導加算 （1回につき +600単位）														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 （1月につき +250単位）														
ト 看護体制強化加算 （1月につき +300単位）														
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 （1回につき 6単位を加算）													
	ハを算定する場合 （1月につき 50単位を加算）													

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 特別管理加算を算定する状態の者に対する1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	×90/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +60単位	1月につき +150単位
	介護老人保健施設の場合						

ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)	
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (302単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)		
			注 准看護師が行う場合 ×90/100

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

I-資料1

基本部分		注 利用者の数 が利用定員 を超える場合	注 介護・介護職 員の員数が 基準を満たさ ない場合	注 2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	注 7時間以上9時 間未満の通所介 護の前後に日常 生活上の世話を 行う場合	注 中山間地域 等に居住する 者へのサービ ス提供加算	注 入浴介助を 行った場合	注 中重度者ケ ア体制加算	注 個別機能訓 練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓 練加算(Ⅱ)	注 認知症加算	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 栄養改善加 算	注 口腔機能向 上加算	注 事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 通所介護を行う 場合	注 事業所が送迎 を行わない 場合
イ 通常型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	基介課1 (380 単位) 基介課2 (436 単位) 基介課3 (493 単位) 基介課4 (548 単位) 基介課5 (605 単位)		×70/100												
	(2) 5時間以上7時間未満	基介課1 (572 単位) 基介課2 (676 単位) 基介課3 (780 単位) 基介課4 (884 単位) 基介課5 (988 単位)														
	(3) 7時間以上9時間未満	基介課1 (656 単位) 基介課2 (775 単位) 基介課3 (898 単位) 基介課4 (1,021 単位) 基介課5 (1,144 単位)	9時間以上10時間未満の療育 ×10単位 10時間以上11時間未満の療育 ×15単位 11時間以上12時間未満の療育 ×20単位 12時間以上13時間未満の療育 ×25単位													
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	基介課1 (374 単位) 基介課2 (429 単位) 基介課3 (485 単位) 基介課4 (539 単位) 基介課5 (595 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +94単位	片道につき +47単位
	(2) 5時間以上7時間未満	基介課1 (562 単位) 基介課2 (665 単位) 基介課3 (767 単位) 基介課4 (869 単位) 基介課5 (971 単位)														
	(3) 7時間以上9時間未満	基介課1 (645 単位) 基介課2 (762 単位) 基介課3 (883 単位) 基介課4 (1,004 単位) 基介課5 (1,125 単位)	9時間以上10時間未満の療育 ×10単位 10時間以上11時間未満の療育 ×15単位 11時間以上12時間未満の療育 ×20単位 12時間以上13時間未満の療育 ×25単位													
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	基介課1 (364 単位) 基介課2 (417 単位) 基介課3 (472 単位) 基介課4 (524 単位) 基介課5 (579 単位)		×70/100												
	(2) 5時間以上7時間未満	基介課1 (547 単位) 基介課2 (647 単位) 基介課3 (746 単位) 基介課4 (846 単位) 基介課5 (946 単位)														
	(3) 7時間以上9時間未満	基介課1 (628 単位) 基介課2 (742 単位) 基介課3 (859 単位) 基介課4 (977 単位) 基介課5 (1,095 単位)	9時間以上10時間未満の療育 ×10単位 10時間以上11時間未満の療育 ×15単位 11時間以上12時間未満の療育 ×20単位 12時間以上13時間未満の療育 ×25単位													
サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)														
ホ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×56/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×43/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計												
： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給額算管理の対象外の算定項目																

7 通所リハビリテーション費

[illegible]

※「生活行為向上リハビリテーション」の実施後に「リハビリテーション」を継続した場合の減額については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対する評価であるため、各示の順に表記。ただし、基本診療上では「医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員」のいずれが基準に満たない場合に「理学療法士・身体機能化加算」の順に注があるものとみなして単位数を算定する。

※「生活行為向上リハビリテーションの実施指針にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、実定構成上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員」の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

8 短期入所生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注									
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (620 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位 +184単位	1日につき +90単位 (7日間を限度)	1日につき +30単位								
			要介護2 (687 単位)																						
			要介護3 (755 単位)																						
			要介護4 (822 単位)																						
			要介護5 (887 単位)																						
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (640 単位)																						
			要介護2 (707 単位)																						
			要介護3 (775 単位)																						
			要介護4 (842 単位)																						
			要介護5 (907 単位)																						
ロ ユニットの短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット個室〉	要介護1 (718 単位)					×97/100					1日につき +18単位												
			要介護2 (784 単位)																						
			要介護3 (855 単位)																						
			要介護4 (921 単位)																						
			要介護5 (987 単位)																						
	(2) 併設型ユニット短期入所生活介護費	(二) 単独型ユニット短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット多床室〉	要介護1 (718 単位)																						
			要介護2 (784 単位)																						
			要介護3 (855 単位)																						
			要介護4 (921 単位)																						
			要介護5 (987 単位)																						
要介護1 (677 単位)																									
(一) 併設型ユニット短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット個室〉	要介護2 (743 単位)																								
	要介護3 (814 単位)																								
	要介護4 (880 単位)																								
	要介護5 (946 単位)																								
	要介護1 (677 単位)																								
(二) 併設型ユニット短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット多床室〉	要介護2 (743 単位)																								
	要介護3 (814 単位)																								
	要介護4 (880 単位)																								
	要介護5 (946 単位)																								

ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)			
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)		
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)		
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)		
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)		
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×80/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)090/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)080/100)		
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

注 関係機関等		
注 療養体制維持報告制度 (1日につき 27筆報告を上限)		
(4) 療養費加算 (1日につき 23筆報告を上限)	① 施設内設備整備費 療養費加算の対象となる場合 1月(1日につき1筆)を上限、1日につき11筆報告を上限 療養費加算の対象とならない場合 1月(1日につき1筆)を上限に、1日につき11筆報告を上限	
(5) 緊急時対応費加算	① 緊急時対応費 療養費加算の対象となる場合 1月(1日につき1筆)を上限、1日につき11筆報告を上限	
(6) サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 18筆報告を上限) ② サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 2筆報告を上限) ③ サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 6筆報告を上限) ④ サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6筆報告を上限)	
(7) 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算(1) (1日につき 10,000/1人/月) ② 介護職員処遇改善加算(1) (1日につき 10,000/1人/月) ③ 介護職員処遇改善加算(2) (1日につき 10,000/1人/月) ④ 介護職員処遇改善加算(2) (1日につき 10,000/1人/月) ⑤ 介護職員処遇改善加算(3) (1日につき 10,000/1人/月) ⑥ 介護職員処遇改善加算(3) (1日につき 10,000/1人/月) ⑦ 介護職員処遇改善加算(4) (1日につき 10,000/1人/月) ⑧ 介護職員処遇改善加算(4) (1日につき 10,000/1人/月) ⑨ 介護職員処遇改善加算(5) (1日につき 10,000/1人/月) ⑩ 介護職員処遇改善加算(5) (1日につき 10,000/1人/月)	

18
決定単位は、(1)から(6)までに示した単位数の合計

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (673 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位	
			要介護2 (722 単位)							
			要介護3 (770 単位)							
			要介護4 (818 単位)							
			要介護5 (867 単位)							
		b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (700 単位)							
			要介護2 (752 単位)							
			要介護3 (802 単位)							
			要介護4 (852 単位)							
			要介護5 (903 単位)							
		c.診療所短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (691 単位)							
			要介護2 (741 単位)							
			要介護3 (791 単位)							
			要介護4 (840 単位)							
			要介護5 (890 単位)							
		d.診療所短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (777 単位)							
			要介護2 (825 単位)							
			要介護3 (875 単位)							
	要介護4 (922 単位)									
	要介護5 (971 単位)									
	e.診療所短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (809 単位)								
		要介護2 (860 単位)								
		要介護3 (911 単位)								
		要介護4 (961 単位)								
要介護5 (1,012 単位)										
f.診療所短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (798 単位)									
	要介護2 (848 単位)									
	要介護3 (898 単位)									
	要介護4 (947 単位)									
	要介護5 (998 単位)									
(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (596 単位)								
		要介護2 (640 単位)								
		要介護3 (683 単位)								
		要介護4 (728 単位)								
		要介護5 (771 単位)								
	b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (702 単位)								
		要介護2 (745 単位)								
		要介護3 (789 単位)								
		要介護4 (832 単位)								
		要介護5 (876 単位)								
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (798 単位)								
		要介護2 (847 単位)								
		要介護3 (895 単位)								
		要介護4 (943 単位)								
		要介護5 (992 単位)								
	(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (825 単位)								
		要介護2 (877 単位)								
		要介護3 (927 単位)								
		要介護4 (977 単位)								
		要介護5 (1,028 単位)								
	(三)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (816 単位)								
		要介護2 (866 単位)								
		要介護3 (916 単位)								
		要介護4 (965 単位)								
		要介護5 (1,015 単位)								
	(四)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型標準個室>	要介護1 (798 単位)								
		要介護2 (847 単位)								
		要介護3 (895 単位)								
		要介護4 (943 単位)								
		要介護5 (992 単位)								
	(五)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型標準個室>	要介護1 (825 単位)								
		要介護2 (877 単位)								
		要介護3 (927 単位)								
		要介護4 (977 単位)								
要介護5 (1,028 単位)										
(六)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型標準個室>	要介護1 (816 単位)									
	要介護2 (866 単位)									
	要介護3 (916 単位)									
	要介護4 (965 単位)									
	要介護5 (1,015 単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)	×97/100							
	(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)								
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計					
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)					

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,081 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,209 単位) 要介護5 (1,273 単位)	×70/100	×90/100		×90/100				
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,122 単位) 要介護2 (1,187 単位) 要介護3 (1,250 単位) 要介護4 (1,315 単位) 要介護5 (1,378 単位)								
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,029 単位) 要介護2 (1,097 単位) 要介護3 (1,164 単位) 要介護4 (1,230 単位) 要介護5 (1,296 単位)								
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,068 単位) 要介護2 (1,135 単位) 要介護3 (1,201 単位) 要介護4 (1,270 単位) 要介護5 (1,336 単位)								
	一般病棟	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (934 単位) 要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,065 単位) 要介護4 (1,130 単位) 要介護5 (1,195 単位)								
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,040 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,171 単位) 要介護4 (1,236 単位) 要介護5 (1,300 単位)								
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (919 単位) 要介護2 (983 単位) 要介護3 (1,047 単位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,175 単位)								
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,024 単位) 要介護2 (1,089 単位) 要介護3 (1,152 単位) 要介護4 (1,217 単位) 要介護5 (1,280 単位)								
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (860 単位) 要介護2 (924 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,052 単位) 要介護5 (1,116 単位)								
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (966 単位) 要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,094 単位) 要介護4 (1,158 単位) 要介護5 (1,221 単位)								
				要介護1 (767 単位) 要介護2 (830 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (959 単位) 要介護5 (1,023 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>		要介護1 (873 単位) 要介護2 (936 単位) 要介護3 (1,000 単位) 要介護4 (1,065 単位) 要介護5 (1,128 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>		要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)	×70/100	×90/100		×97/100				
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)								
		(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)								
	b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>		要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,223 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)									
			要介護1 (654 単位) 要介護2 (718 単位) 要介護3 (782 単位) 要介護4 (846 単位) 要介護5 (910 単位)									
	(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位)										
(二) 4時間以上6時間未満 (905 単位)												
(三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)												
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
(6) 特定診療費												
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)											
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)											
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)											

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護 職員の員数 が基準に満た ない場合	注 介護職員の 員数が基準 に満たない場 合	注 個別機能訓 練加算	注 夜間看護体 制加算	注 医療機関連 携加算	注 障害者等支 援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (533 単位) 要介護2 (597 単位) 要介護3 (666 単位) 要介護4 (730 単位) 要介護5 (798 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位			
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)		×70/100				1日につき +20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 ・通院等乗降介助 1回につき 86単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様		
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 (533 単位) 要介護2 (597 単位) 要介護3 (666 単位) 要介護4 (730 単位) 要介護5 (798 単位)	×70/100			1日につき +10単位			※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。	

ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)

ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)	

※ 限度額 要介護1 16,203単位
要介護2 18,149単位
要介護3 20,246単位
要介護4 22,192単位
要介護5 24,259単位
※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす			
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

： 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1, 042単位) 要介護3・4・5 (1, 353単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (521単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき ー200単位
			要介護3・4・5 (677単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (313単位)					
			要介護3・4・5 (406単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中3回を限度に +300単位)								
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
				要配慮者や介護職員の勤務時間や業務を要する回数	入居者の数が入居希望者数を超える場合	介護、看護職員又は介護支援専門員の高齢者が標準に満たない場合	要配慮者のコミュニケーションがとれない等コミュニケーションがとれない等が原因で介護が困難な場合	日常生活継続支援加算	要介護体加算(Ⅰ)	要介護体加算(Ⅱ)	要介護職員配置加算	単ユニット加算	個別機能加算	居宅介護支援入居者の入居	療養の要配慮者が施設にいない場合	療養科施設による療養介護が行われている場合	療養科施設による療養介護が行われている場合			
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) 介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (従来型型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (多床型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			(二) 小規模介護福祉施設サービス費	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (従来型型)	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (多床型)	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			(二) 小規模介護福祉施設サービス費	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (従来型型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (多床型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			(二) 小規模介護福祉施設サービス費	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (従来型型)	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
ロ ユニタ型介護福祉施設サービス	(1) ユニタ型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニタ型介護福祉施設サービス費	a ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)	×97/100	×70/100	×70/100													
			b ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (ユニット型多床型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			(二) ユニタ型介護福祉施設サービス費	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			a ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			b ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (ユニット型多床型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			(二) ユニタ型介護福祉施設サービス費	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			a ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			b ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (ユニット型多床型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			(二) ユニタ型介護福祉施設サービス費	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			a ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
ハ 介護福祉施設サービス	(2) ユニタ型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニタ型介護福祉施設サービス費	a ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			b ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (ユニット型多床型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			(二) ユニタ型介護福祉施設サービス費	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			a ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			b ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (ユニット型多床型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			(二) ユニタ型介護福祉施設サービス費	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			a ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			b ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (ユニット型多床型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
			(二) ユニタ型介護福祉施設サービス費	要介護1 (700 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (955 単位)																
			a ユニタ型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型型)	要介護1 (547 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (682 単位) 要介護4 (749 単位) 要介護5 (814 単位)																
注 身体拘束防止未実施減算				(1日につき 5単位を減算)																
注 汚浴時間費用																				
注 前倒加算				(1日につき 30単位を加算)																
ニ 通所待機相対補助加算	(1) 通所待機相対補助加算 (入居中1回又は2回を限度に、460単位を算定)	(2) 通所待機相対補助加算 (通所後1回を限度に、460単位を算定)	(3) 通所待機相対補助加算 (400単位)	(500単位)																
ホ 夜間マニピュレーション加算				(1日につき 14単位を加算)																
ヘ 経口移行加算				(1日につき 28単位を加算)																
ト 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(400単位)	(100単位)																
チ 口腔衛生管理体制加算				(1月につき 30単位を加算)																
リ 口腔衛生管理体制加算				(1月につき 110単位を加算)																
ヌ 療養加算				(1日につき 30単位を加算)																
ル 看取り介護加算	(1) 看取り介護加算(Ⅰ) (1日につき 144単位を加算)	(2) 看取り介護加算(Ⅱ) (1日につき 680単位を加算)	(3) 看取り介護加算(Ⅲ) (1日につき 1,280単位を加算)	(1,280単位を加算)																
ハ 在宅療養支援機能加算				(1日につき 10単位を加算)																
ニ 在宅・入居相互利用加算				(1日につき 40単位を加算)																
カ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	(3) 認知症専門ケア加算(Ⅲ) (1日につき 5単位を加算)	(6単位を加算)																
シ 認知症行動・心理状態観察対応加算				(入所後7日に1回、1日につき200単位を加算)																
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)																
セ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき → 所定単位×83/1000)	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき → 所定単位×66/1000)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき → 所定単位×33/1000)	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき → (Ⅰ)の60/100)	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき → (Ⅲ)の80/100)															

2 介護保健施設サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注														
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算													
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞【従来型】	要介護1 (695 単位) 要介護2 (740 単位) 要介護3 (801 単位) 要介護4 (853 単位) 要介護5 (904 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週5日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +27単位													
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (733 単位) 要介護2 (804 単位) 要介護3 (866 単位) 要介護4 (922 単位) 要介護5 (977 単位)										1日につき +27単位													
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【従来型】	要介護1 (768 単位) 要介護2 (816 単位) 要介護3 (877 単位) 要介護4 (928 単位) 要介護5 (981 単位)										1日につき +27単位													
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 (812 単位) 要介護2 (886 単位) 要介護3 (948 単位) 要介護4 (1,004 単位) 要介護5 (1,059 単位)																							
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健: 看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 (723 単位) 要介護2 (804 単位) 要介護3 (917 単位) 要介護4 (993 単位) 要介護5 (1,067 単位)																							
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 (723 単位) 要介護2 (804 単位) 要介護3 (896 単位) 要介護4 (1,060 単位) 要介護5 (1,135 単位)																							
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 (800 単位) 要介護2 (882 単位) 要介護3 (896 単位) 要介護4 (1,071 単位) 要介護5 (1,145 単位)																							
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 (800 単位) 要介護2 (882 単位) 要介護3 (1,063 単位) 要介護4 (1,138 単位) 要介護5 (1,213 単位)																							
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健: 看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 (723 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (891 単位) 要介護4 (966 単位) 要介護5 (1,040 単位)																							
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 (723 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (859 単位) 要介護4 (1,034 単位) 要介護5 (1,109 単位)																							
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 (800 単位) 要介護2 (876 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1,043 単位) 要介護5 (1,118 単位)																							
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 (800 単位) 要介護2 (876 単位) 要介護3 (1,037 単位) 要介護4 (1,112 単位) 要介護5 (1,186 単位)																							
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 (774 単位) 要介護2 (819 単位) 要介護3 (881 単位) 要介護4 (934 単位) 要介護5 (985 単位)				×97/100						1日につき +27単位													
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (816 単位) 要介護2 (890 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (1,008 単位) 要介護5 (1,063 単位)																							
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 (858 単位) 要介護2 (819 単位) 要介護3 (881 単位) 要介護4 (934 単位) 要介護5 (985 単位)										1日につき +27単位													
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 (816 単位) 要介護2 (890 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (1,008 単位) 要介護5 (1,063 単位)																							
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健: 看護職員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (966 単位) 要介護3 (1,079 単位) 要介護4 (1,155 単位) 要介護5 (1,229 単位)																							
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (966 単位) 要介護3 (1,148 単位) 要介護4 (1,222 単位) 要介護5 (1,297 単位)																							
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (966 単位) 要介護3 (1,079 単位) 要介護4 (1,155 単位) 要介護5 (1,229 単位)																							
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (966 単位) 要介護3 (1,148 単位) 要介護4 (1,222 単位) 要介護5 (1,297 単位)																							
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健: 看護オンコール体制＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,053 単位) 要介護4 (1,128 単位) 要介護5 (1,202 単位)																							
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,196 単位) 要介護5 (1,271 単位)																							
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,053 単位) 要介護4 (1,128 単位) 要介護5 (1,202 単位)																							
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 (885 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,196 単位) 要介護5 (1,271 単位)																							
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)																										
注 外泊時費用				入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定																						

注　ターミナル ケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合	(1日につき　160単位を加算)		
		療養型老健の場合	(1日につき　160単位を加算)		
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合	(1日につき　820単位を加算)		
		療養型老健の場合	(1日につき　850単位を加算)		
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合	(1日につき　1,650単位を加算)		
		療養型老健の場合	(1日につき　1,700単位を加算)		
注　特別療養費					
注　療養体制維持特別加算		(1日につき　27単位を加算)			
ハ　初期加算		(1日につき　30単位を加算)			
ニ　入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	在宅強化型の場合	(1回につき　450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定	
	在宅強化型以外の場合	(1回につき　450単位を加算)			
ニ　入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	在宅強化型の場合	(1回につき　480単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定	
	在宅強化型以外の場合	(1回につき　480単位を加算)			
ホ　退所時指導等加算	(1) 退所時等指導加算	(一) 退所前訪問指導加算	在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定)		
			在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)		
		(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度)	在宅強化型の場合 (460単位を算定)		
			在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)		
		(三) 退所時指導加算	(400単位)		
		(四) 退所時情報提供加算	(500単位)		
	(五) 退所前連携加算	(500単位)			
(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)					
ヘ　栄養マネジメント加算		(1日につき　14単位を加算)			
ト　経口移行加算		(1日につき　28単位を加算)			
チ　経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)			
リ　口腔衛生管理体制加算		(1月につき　30単位を加算)			
ヌ　口腔衛生管理加算		(1月につき　110単位を加算)			
ル　療養食加算		(1日につき　18単位を加算)			
テ　在宅復帰支援機能加算		(療養型老健に限り1日につき　5単位を加算)			
フ　緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)			
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)			
	(2) 特定治療				
カ　所定疾患施設療養費	療養型老健以外の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)			
	療養型老健の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)			
ヨ　認知症専門ケア加算		(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき　3単位を加算)			
		(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき　4単位を加算)			
タ　認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	(入所後7日に限り　1日につき200単位を加算)			
	療養型老健の場合	(入所後7日に限り　1日につき200単位を加算)			
レ　認知症情報提供加算		(1回当たり　350単位を加算)			
ソ　地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)			
	在宅強化型以外の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)			
ツ　サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき　18単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき　12単位を加算)			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき　6単位を加算)			
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき　6単位を加算)			
ネ　介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×39／1000)				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×29／1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　＋所定単位×16／1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき　＋(3)の90／100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき　＋(3)の80／100)				
		注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計			

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				活動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超過する場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	留地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	留地の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	活動のユニタリーデーをユニタリー毎に配置していない等ユニタリーにおける体制が未整備である場合	地下幅が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜間勤務を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症患者受入加算		
(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (641 単位) 要介護2 (744 単位) 要介護3 (967 単位) 要介護4 (1,062 単位) 要介護5 (1,147 単位)														
		b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉	要介護1 (688 単位) 要介護2 (777 単位) 要介護3 (1,010 単位) 要介護4 (1,108 単位) 要介護5 (1,198 単位)														
		c.療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉	要介護1 (659 単位) 要介護2 (765 単位) 要介護3 (995 単位) 要介護4 (1,092 単位) 要介護5 (1,180 単位)														
		d.療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) 〈多床室〉	要介護1 (745 単位) 要介護2 (848 単位) 要介護3 (1,071 単位) 要介護4 (1,166 単位) 要介護5 (1,251 単位)														
		e.療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要介護1 (778 単位) 要介護2 (886 単位) 要介護3 (1,119 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,307 単位)														
		f.療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要介護1 (766 単位) 要介護2 (873 単位) 要介護3 (1,102 単位) 要介護4 (1,199 単位) 要介護5 (1,287 単位)														
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (601 単位) 要介護2 (688 単位) 要介護3 (841 単位) 要介護4 (987 単位) 要介護5 (1,027 単位)														
		b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈療養機能強化型〉 〈従来型個室〉	要介護1 (691 単位) 要介護2 (707 単位) 要介護3 (862 単位) 要介護4 (1,012 単位) 要介護5 (1,053 単位)														
		c.療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) 〈多床室〉	要介護1 (691 単位) 要介護2 (794 単位) 要介護3 (945 単位) 要介護4 (1,092 単位) 要介護5 (1,131 単位)														
		d.療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) 〈療養機能強化型〉 〈多床室〉	要介護1 (601 単位) 要介護2 (814 単位) 要介護3 (969 単位) 要介護4 (1,119 単位) 要介護5 (1,159 単位)														
	(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (564 単位) 要介護2 (670 単位) 要介護3 (813 単位) 要介護4 (962 単位) 要介護5 (1,001 単位)			×70/100		×90/100		×90/100					夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位		
		b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (670 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (919 単位) 要介護4 (1,068 単位) 要介護5 (1,107 単位)											夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位			
		看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 (650 単位) 要介護2 (754 単位) 要介護3 (897 単位) 要介護4 (1,048 単位) 要介護5 (1,089 単位)	-25単位	×70/100		×70/100							夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位		+120単位	
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (754 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (1,002 単位) 要介護4 (1,089 単位) 要介護5 (1,175 単位)														
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (650 単位) 要介護2 (754 単位) 要介護3 (857 単位) 要介護4 (944 単位) 要介護5 (1,030 単位)														
		看護<6.1> 施設サービス費<4.1> 〈多床室〉	要介護1 (755 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (1,002 単位) 要介護4 (1,089 単位) 要介護5 (1,175 単位)														
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (755 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (962 単位) 要介護4 (1,048 単位) 要介護5 (1,136 単位)														
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (650 単位) 要介護2 (754 単位) 要介護3 (857 単位) 要介護4 (944 単位) 要介護5 (1,030 単位)														
		看護<6.1> 施設サービス費<4.1>	要介護1 (755 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (962 単位) 要介護4 (1,048 単位) 要介護5 (1,136 単位)														
(3) ユニタリー型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニタリー型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニタリー型個室〉	a.ユニタリー型療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (676 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)														
		b.ユニタリー型療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニタリー型個室〉	要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)														
		c.ユニタリー型療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニタリー型個室〉	要介護1 (785 単位) 要介護2 (891 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,308 単位)														
		d.ユニタリー型療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) 〈ユニタリー型準個室〉	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,093 単位) 要介護4 (1,188 単位) 要介護5 (1,273 単位)														
		e.ユニタリー型療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニタリー型準個室〉	要介護1 (795 単位) 要介護2 (903 単位) 要介護3 (1,136 単位) 要介護4 (1,235 単位) 要介護5 (1,324 単位)														
		f.ユニタリー型療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニタリー型準個室〉	要介護1 (785 単位) 要介護2 (891 単位) 要介護3 (1,121 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,308 単位)														
	(二) ユニタリー型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニタリー型準個室〉	a.ユニタリー型療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)														
		b.ユニタリー型療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)														
		看護<6.1> 施設サービス費<4.1> 〈多床室〉	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)														
(4) ユニタリー型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニタリー型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニタリー型準個室〉	a.ユニタリー型療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)														
		b.ユニタリー型療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)														
		看護<6.1> 施設サービス費<4.1> 〈多床室〉	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)														
	(二) ユニタリー型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニタリー型準個室〉	a.ユニタリー型療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)														
		b.ユニタリー型療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)														
		看護<6.1> 施設サービス費<4.1> 〈多床室〉	要介護1 (767 単位) 要介護2 (870 単位) 要介護3 (1,006 単位) 要介護4 (1,091 単位) 要介護5 (1,176 単位)														
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)																	
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定													
注 試行的退院サービス費				入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単位数に限る。)													
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定													
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)																	

(6) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		e 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)		
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(9) 経口維持加算 (1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
(10) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(11) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(12) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(14) 特定診療費			
(15) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 8単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (623 単位)	×70/100			
			要介護2 (672 単位)				
			要介護3 (720 単位)				
			要介護4 (768 単位)				
			要介護5 (817 単位)				
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (650 単位)				
			要介護2 (702 単位)				
			要介護3 (752 単位)				
			要介護4 (802 単位)				
			要介護5 (853 単位)				
		c.診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (641 単位)				
			要介護2 (691 単位)				
			要介護3 (741 単位)				
			要介護4 (790 単位)				
			要介護5 (840 単位)				
		d.診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (727 単位)				
			要介護2 (775 単位)				
			要介護3 (825 単位)				
	要介護4 (872 単位)						
	要介護5 (921 単位)						
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	e.診療所型介護療養施設サービス費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (759 単位)				
			要介護2 (810 単位)				
			要介護3 (861 単位)				
			要介護4 (911 単位)				
			要介護5 (962 単位)				
		f.診療所型介護療養施設サービス費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (748 単位)				
			要介護2 (798 単位)				
			要介護3 (848 単位)				
			要介護4 (897 単位)				
			要介護5 (948 単位)				
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (748 単位)					
		要介護2 (797 単位)					
		要介護3 (845 単位)					
		要介護4 (893 単位)					
		要介護5 (942 単位)					
	(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (775 単位)					
		要介護2 (827 単位)					
		要介護3 (877 単位)					
		要介護4 (927 単位)					
		要介護5 (978 単位)					
	(三)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (766 単位)					
		要介護2 (816 単位)					
要介護3 (866 単位)							
要介護4 (915 単位)							
要介護5 (965 単位)							
(四)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要介護1 (748 単位)						
	要介護2 (797 単位)						
	要介護3 (845 単位)						
	要介護4 (893 単位)						
	要介護5 (942 単位)						
(五)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 (775 単位)						
	要介護2 (827 単位)						
	要介護3 (877 単位)						
	要介護4 (927 単位)						
	要介護5 (978 単位)						
(六)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 (766 単位)						
	要介護2 (816 単位)						
	要介護3 (866 単位)						
	要介護4 (915 単位)						
	要介護5 (965 単位)						
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)							
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定 入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
注 他科受診時費用							
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							

(4) 退院時 指導等加算	(一) 退院時等 指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)			
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(7) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	
(8) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(9) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(10) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(12) 特定診療費			
(13) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(16)介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)		

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注								注
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合		
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等 											

(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(8) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	
(9) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(10) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(11) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(13) 特定診療費			
(14) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(15) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)		

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成29年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

Ⅰ 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者 研修課程を修了し たサービス提供責 任者を配置してい る場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問介護加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1,168単位)	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2,335単位)					
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3,704単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単 位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)					

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問入浴介護 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 834単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

〔脚注〕

1. 単位数算定記号の説明

+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			基看護師の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算（※）	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (310単位)	×90/100		×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	1月につき （Ⅰ）の場合 +500単位 又は （Ⅱ）の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (463単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (814単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,117単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (262単位)	×90/100					+300単位				1月につき +290単位	
	(2) 30分未満 (392単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (567単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)												

特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 特別管理加算を算定する状態の者に対する1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	訪問介護計画を作成する上で必要な指導及び助言を行った場合
イ 介護予防 訪問リハビリ テーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	×90/100	+5/100	1日につき +200単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合					
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)						

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)	
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅病医学総合管理科又は特定施設入居時等医学総合管理科を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (302単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)		注 産看護師が行う場合 ×90/100
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)		

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 介護予防通所介護費

基本部分		注		注	注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 1,647単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	－376単位
	要支援2 (1月につき 3,377単位)					－752単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)						
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)						
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)						
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)						
ヘ 選択のサービス複数実施加算	(1) 選択のサービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)				
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)				
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)				
	(2) 選択のサービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)				
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)						
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算)				
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算)				
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)				
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)				
	リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計			
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×43/1000)						
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)						
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)						
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所 リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 1,812単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	－376単位
		要支援2 (1月につき 3,715単位)					－752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 1,812単位)					－376単位
		要支援2 (1月につき 3,715単位)					－752単位
ロ 運動器機能向上加算							
(1月につき 225単位を加算)							
ハ 栄養改善加算							
(1月につき 150単位を加算)							
ニ 口腔機能向上加算							
(1月につき 150単位を加算)							
ホ 選択のサービス 複数実施加算	(1) 選択のサービス複数実 施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択のサービス複数実 施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算							
(1月につき 120単位を加算)							
ト サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
チ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×47/1000)	注 所定単位は、イからラまでにより算定 した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×19/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注		注	注	注	注	注			
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (461 単位) 要支援2 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (460 単位) 要支援2 (573 単位)										
		(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (433 単位) 要支援2 (538 単位)										
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (438 単位) 要支援2 (539 単位)										
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)										×97/100
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)										
		(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)										
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)										
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費												
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)													
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)												
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)												
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)												
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(4)の80/100)												

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

予防 6

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

[illegible]

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が入院 患者の定員を超 える場合	注 常勤のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	注 廊下幅が設備 基準を満たさな い場合	注 認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算	注 利用者に対して 送迎を行う場合	
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (507 単位) 要支援2 (637 単位)	×70/100		診療所設備基 準減算 －60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (534 単位) 要支援2 (664 単位)							
		c.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (525 単位) 要支援2 (655 単位)							
		d.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (564 単位) 要支援2 (715 単位)							
		e.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (596 単位) 要支援2 (747 単位)							
		f.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (585 単位) 要支援2 (736 単位)							
	(二) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅱ) 看護・介護 <3:1>	a.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (451 単位) 要支援2 (563 単位)							
		b.診療所介護予防短期 入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (514 単位) 要支援2 (649 単位)							
	(2) ユニット型 診療所介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (742 単位)							×97/100
		(二) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (769 単位)							
			(三) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>							
		(四) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (742 単位)							
			(五) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>							
		(六) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要支援1 (607 単位) 要支援2 (760 単位)							
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(4) 特定診療費										
(5) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)									
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)									
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)									
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)									
注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の 合計										

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (813 単位)	×70/100	×90/100		×90/100		片道につき +184単位
				要支援2 (974 単位)						
			b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (919 単位)						
				要支援2 (1,074 単位)						
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (750 単位)						
				要支援2 (919 単位)						
			b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (808 単位)						
				要支援2 (998 単位)						
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (728 単位)							
			要支援2 (892 単位)							
		b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (786 単位)							
			要支援2 (971 単位)							
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (716 単位)	×70/100		-12単位			
				要支援2 (876 単位)						
			b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (773 単位)						
				要支援2 (955 単位)						
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (656 単位)						
				要支援2 (817 単位)						
			b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (763 単位)						
				要支援2 (918 単位)						
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>		要支援1 (564 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
				要支援2 (725 単位)						
			(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (622 単位)						
				要支援2 (804 単位)						
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	aユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (939 単位)	×70/100	×90/100		×97/100		
				要支援2 (1,095 単位)						
			bユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 (939 単位)						
				要支援2 (1,095 単位)						
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	aユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (832 単位)						
				要支援2 (1,024 単位)						
			bユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 (832 単位)						
				要支援2 (1,024 単位)						
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)						
(7) 介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)						
				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に 満たない場合	注 介護職員の員数 が基準に満たない 場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 障害者等支援加 算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行 われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (179 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
	要支援2 (308 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)			×70/100			1日につき +20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業(「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業)」によるもの」がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業(「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業)」によるもの」がある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)						
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)						
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)						
ホ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)						

※ 限度額 要支援1 5,003単位
要支援2 10,473単位

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与加 算	注 中山間地域等における小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居住する者へのサ ービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要し た費用の額を当該事業所の所在地に適用 される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目
※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(430単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成29年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

Ⅰ 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,658 単位)	×98/100	－62単位	1月につき －600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +290単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日 前14日以内 に2日以上 ターミナル ケアを行っ た場合 +2,000 単位
		要介護2 (10,100 単位)		－111単位							
		要介護3 (16,769 単位)		－184単位							
		要介護4 (21,212 単位)		－233単位							
		要介護5 (25,654 単位)		－281単位							
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,255 単位)		－91単位							
		要介護2 (12,897 単位)		－141単位							
		要介護3 (19,686 単位)		－216単位							
		要介護4 (24,268 単位)		－266単位							
		要介護5 (29,399 単位)		－322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,658 単位)		－62単位								
	要介護2 (10,100 単位)		－111単位								
	要介護3 (16,769 単位)		－184単位								
	要介護4 (21,212 単位)		－233単位								
	要介護5 (25,654 単位)		－281単位								
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一 体定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1000単位を加算)											
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
： 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目											

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

十〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
一〇〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 981単位)	×90/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 368単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 560単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 754単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,667単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		
： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

2-2 地域密着型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注															
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	中重度者ケア体制加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	個別送迎体制強化加算	入浴介助体制強化加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合															
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	療介費1 (426 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100																												
		療介費2 (488 単位)																																
		療介費3 (552 単位)																																
		療介費4 (614 単位)																																
		療介費5 (676 単位)																																
	(2) 5時間以上7時間未満	療介費1 (641 単位)			1日につき +50単位			1日につき +45単位		1日につき +40単位	1日につき +30単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (25回を 限度)	1回につき +150単位 (25回を 限度)																		
		療介費2 (757 単位)																																
		療介費3 (874 単位)																																
		療介費4 (990 単位)																																
		療介費5 (1,107 単位)																																
	(3) 7時間以上9時間未満	療介費1 (735 単位)			10時間以上10時間未満の場合 +10単位 10時間以上11時間未満の場合 +15単位 11時間以上12時間未満の場合 +20単位 12時間以上13時間未満の場合 +25単位 13時間以上14時間未満の場合 +30単位 14時間以上15時間未満の場合 +35単位																													
		療介費2 (868 単位)																																
		療介費3 (1,006 単位)																																
		療介費4 (1,144 単位)																																
		療介費5 (1,281 単位)																																
ロ 療養型通所介護	(1) 3時間以上6時間未満	(1,007単位)															1日につき +210単位	1日につき +60単位																
	(2) 6時間以上8時間未満	(1,511単位)																																
サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)は (1回につき 18単位を加算)			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は (1回につき 12単位を加算)			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)は (1回につき 6単位を加算)			(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)は (1回につき 6単位を加算)																						
介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×55/1,000)			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×45/1,000)			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×35/1,000)			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +2,090/1,000)			(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +2,090/1,000)			所定単位は、イからハまでにより算出した単位数の合計																
			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給決定機関管理の対象外の算定項目																															

3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注		注	注	注	注	注	注	注	注	注																					
				利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満たな い場合	2時間以上3 時間未満の 認知症対応 型通所介護 を行う場合	7時間以上9時 間未満の認知 症対応型通所 介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を 行った場合	個別機能訓練 加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	事業所と同一 建物に居住す る者又は同一 建物から利用 する者に認知 症対応型通 所介護を行う 場合	事業所が通 運を行わない 場合																					
イ 認知症 対応型 通所 介護費 (Ⅰ)	(1) 認知症対応型 通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (564 単位)	×70/100	×70/100	×63/100																													
			要介護2 (620 単位)																																
			要介護3 (678 単位)																																
			要介護4 (735 単位)																																
			要介護5 (792 単位)																																
		(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (865 単位)																																
			要介護2 (958 単位)																																
			要介護3 (1,050 単位)																																
			要介護4 (1,143 単位)																																
			要介護5 (1,236 単位)																																
		(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (985 単位)			9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未 満の場合 +100単位 11時間以上12時間未 満の場合 +150単位 12時間以上13時間未 満の場合 +200単位 13時間以上14時間未 満の場合 +250単位																													
			要介護2 (1,092 単位)																																
			要介護3 (1,199 単位)																																
			要介護4 (1,307 単位)																																
			要介護5 (1,414 単位)																																
	(2) 認知症対応型 通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (510 単位)			×63/100		1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位																					
			要介護2 (561 単位)																																
			要介護3 (612 単位)																																
			要介護4 (663 単位)																																
			要介護5 (714 単位)																																
		(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (778 単位)																																
			要介護2 (861 単位)																																
			要介護3 (944 単位)																																
			要介護4 (1,026 単位)																																
			要介護5 (1,109 単位)																																
		(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (885 単位)																																
			要介護2 (980 単位)																																
			要介護3 (1,076 単位)																																
			要介護4 (1,172 単位)																																
			要介護5 (1,267 単位)																																
ロ 認知症 対応型 通所 介護費 (Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満		要介護1 (270 単位)			×63/100																													
			要介護2 (280 単位)																																
			要介護3 (289 単位)																																
			要介護4 (299 単位)																																
			要介護5 (309 単位)																																
			要介護1 (439 単位)																																
			要介護2 (454 単位)																																
			要介護3 (470 単位)																																
			要介護4 (486 単位)																																
			要介護5 (502 単位)																																
	(2) 5時間以上7時間未満		要介護1 (506 単位)					9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未 満の場合 +100単位 11時間以上12時間未 満の場合 +150単位 12時間以上13時間未 満の場合 +200単位 13時間以上14時間未 満の場合 +250単位																											
			要介護2 (524 単位)																																
			要介護3 (542 単位)																																
			要介護4 (560 単位)																																
			要介護5 (579 単位)																																
		(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (506 単位)																																
			要介護2 (524 単位)																																
			要介護3 (542 単位)																																
			要介護4 (560 単位)																																
			要介護5 (579 単位)																																
			ハ サービス提供体制強化加算													(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																			
			ニ 介護職員処遇改善加算													注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計																			
																(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×104/1000)																			
																(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×76/1000)																			
																(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×42/1000)																			
																(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)																			
																(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)																			

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,320 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要介護2 (15,167 単位)				
		要介護3 (22,062 単位)				
		要介護4 (24,350 単位)				
		要介護5 (26,849 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,298 単位)				
		要介護2 (13,665 単位)				
		要介護3 (19,878 単位)				
		要介護4 (21,939 単位)				
		要介護5 (24,191 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (565 単位)				
		要介護2 (632 単位)				
		要介護3 (700 単位)				
		要介護4 (767 単位)				
		要介護5 (832 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)						
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)				
ホ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)				
ヘ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)						
ト 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)						
チ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)						
リ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ					
			(1月につき 640単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ					
			(1月につき 500単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)					
			(1月につき 350単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)					
			(1月につき 350単位を加算)			
	(2) ロを算定している場合					
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ						
		(1日につき 21単位を加算)				
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ						
		(1日につき 16単位を加算)				
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)						
		(1日につき 12単位を加算)				
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)						
		(1日につき 12単位を加算)				
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)					
			(1月につき 十所定単位×102/1000)			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)					
			(1月につき 十所定単位×74/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)					
		(1月につき 十所定単位×41/1000)				
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)						
		(1月につき +(3)の90/100)				
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)						
		(1月につき +(3)の80/100)				
			注 所定単位は、イからイまでにより算定した単位数の合計			
			： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注		注	注			
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (759 単位)	×97/100	夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算		
		要介護2 (795 単位)										
		要介護3 (818 単位)										
		要介護4 (835 単位)										
		要介護5 (852 単位)										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (747 単位)					1日につき+50単位	1日につき+25単位				
		要介護2 (782 単位)										
		要介護3 (806 単位)										
		要介護4 (822 単位)										
		要介護5 (838 単位)										
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (787 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位			
		要介護2 (823 単位)										
		要介護3 (847 単位)										
		要介護4 (863 単位)										
		要介護5 (880 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (775 単位)				1日につき+25単位	1日につき+25単位					
		要介護2 (811 単位)										
		要介護3 (835 単位)										
		要介護4 (851 単位)										
		要介護5 (867 単位)										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)											
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)											
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)											
ハ 初期加算			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 医療連携体制加算			(1日につき 39単位を加算)									
ホ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)			注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)											

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 個別機能訓練加 算	注 夜間看護体制加 算	注 医療機関連携加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (533 単位)	× 70 / 100	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位
	要介護2 (597 単位)				
	要介護3 (666 単位)				
	要介護4 (730 単位)				
	要介護5 (798 単位)				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 (533 単位)	× 70 / 100		1日につき +10単位	
	要介護2 (597 単位)				
	要介護3 (666 単位)				
	要介護4 (730 単位)				
	要介護5 (798 単位)				
ハ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)				
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)				
	(3) 死亡日 (1日につき 1, 280単位を加算)				
ニ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)				
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)				
ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)				
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)				
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)				

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員は介護士・看護士が基準に満たない場合	乗動のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等、ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専任の高齢説明士配置している場合	精神科医師による療養指導が行われている場合	障害者生活支援体制加算				
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） （1日につき） ＜従来型個室＞	要介護1（ 547 単位）	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+36単位	+12単位	+23単位	+41単位	+5単位									
		要介護2（ 614 単位）																		
		要介護3（ 682 単位）																		
		要介護4（ 749 単位）																		
		要介護5（ 814 単位）																		
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） （1日につき） ＜多床室＞	要介護1（ 547 単位）															要介護2（ 614 単位）	要介護3（ 682 単位）	要介護4（ 749 単位）	要介護5（ 814 単位）
		要介護1（ 625 単位）															要介護2（ 691 単位）	要介護3（ 762 単位）	要介護4（ 828 単位）	要介護5（ 894 単位）
		要介護1（ 625 単位）															要介護2（ 691 単位）	要介護3（ 762 単位）	要介護4（ 828 単位）	要介護5（ 894 単位）
		要介護1（ 700 単位）															要介護2（ 763 単位）	要介護3（ 830 単位）	要介護4（ 893 単位）	要介護5（ 955 単位）
		要介護1（ 700 単位）															要介護2（ 763 単位）	要介護3（ 830 単位）	要介護4（ 893 単位）	要介護5（ 955 単位）
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ） （1日につき） ＜ユニット型個室＞	要介護1（ 625 単位）	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+46単位	+12単位	+23単位	+41単位	+5単位									
		要介護2（ 691 単位）																		
		要介護3（ 762 単位）																		
		要介護4（ 828 単位）																		
		要介護5（ 894 単位）																		
	(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ） （1日につき） ＜ユニット型単居室＞	要介護1（ 625 単位）															要介護2（ 691 単位）	要介護3（ 762 単位）	要介護4（ 828 単位）	要介護5（ 894 単位）
		要介護1（ 625 単位）															要介護2（ 691 単位）	要介護3（ 762 単位）	要介護4（ 828 単位）	要介護5（ 894 単位）
		要介護1（ 700 単位）															要介護2（ 763 単位）	要介護3（ 830 単位）	要介護4（ 893 単位）	要介護5（ 955 単位）
		要介護1（ 700 単位）															要介護2（ 763 単位）	要介護3（ 830 単位）	要介護4（ 893 単位）	要介護5（ 955 単位）
		要介護1（ 700 単位）															要介護2（ 763 単位）	要介護3（ 830 単位）	要介護4（ 893 単位）	要介護5（ 955 単位）
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ日につき） (2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ日につき）	要介護1（ 700 単位）	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+36単位	+12単位	+23単位	+41単位	+5単位									
		要介護2（ 763 単位）																		
		要介護3（ 830 単位）																		
		要介護4（ 893 単位）																		
		要介護5（ 955 単位）																		
		要介護1（ 700 単位）															要介護2（ 763 単位）	要介護3（ 830 単位）	要介護4（ 893 単位）	要介護5（ 955 単位）
		要介護1（ 700 単位）															要介護2（ 763 単位）	要介護3（ 830 単位）	要介護4（ 893 単位）	要介護5（ 955 単位）
		要介護1（ 700 単位）															要介護2（ 763 単位）	要介護3（ 830 単位）	要介護4（ 893 単位）	要介護5（ 955 単位）
		要介護1（ 700 単位）															要介護2（ 763 単位）	要介護3（ 830 単位）	要介護4（ 893 単位）	要介護5（ 955 単位）
		要介護1（ 700 単位）															要介護2（ 763 単位）	要介護3（ 830 単位）	要介護4（ 893 単位）	要介護5（ 955 単位）
ニ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ日につき） (2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ日につき）	要介護1（ 766 単位）	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+46単位	+4単位	+8単位	+18単位										
		要介護2（ 829 単位）																		
		要介護3（ 897 単位）																		
		要介護4（ 960 単位）																		
		要介護5（ 1,022 単位）																		
		要介護1（ 766 単位）															要介護2（ 829 単位）	要介護3（ 897 単位）	要介護4（ 960 単位）	要介護5（ 1,022 単位）
		要介護1（ 766 単位）															要介護2（ 829 単位）	要介護3（ 897 単位）	要介護4（ 960 単位）	要介護5（ 1,022 単位）
		要介護1（ 766 単位）															要介護2（ 829 単位）	要介護3（ 897 単位）	要介護4（ 960 単位）	要介護5（ 1,022 単位）
		要介護1（ 766 単位）															要介護2（ 829 単位）	要介護3（ 897 単位）	要介護4（ 960 単位）	要介護5（ 1,022 単位）
		要介護1（ 766 単位）															要介護2（ 829 単位）	要介護3（ 897 単位）	要介護4（ 960 単位）	要介護5（ 1,022 単位）

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)			
注 外泊時費用			
ホ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ヘ 退所時等 相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)		注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)		
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)		
	(4) 退所前連携加算 (500単位)		
ト 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
チ 転口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
フ 曹歌り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)		
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)		
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)		
カ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
キ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 40単位を加算)			
ク 小規模拠点集合型施設加算 (1日につき 50単位を加算)			
レ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ロ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日以内に 1日につき200単位を加算)			
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×83/1000)		注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×80/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×33/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(3)の80/100)		

8 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	注		
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)		
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	－925単位	－925単位	－30単位		
		要介護2 (17,268単位)				－925単位	－925単位	－30単位		
		要介護3 (24,274単位)				－925単位	－925単位	－30単位		
		要介護4 (27,531単位)				－1, 850単位	－1, 850単位	－60単位		
		要介護5 (31,141単位)				－2, 914単位	－2, 914単位	－95単位		
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,119単位)				－925単位	－925単位	－30単位		
		要介護2 (15,558単位)				－925単位	－925単位	－30単位		
		要介護3 (21,871単位)				－925単位	－925単位	－30単位		
		要介護4 (24,805単位)				－1, 850単位	－1, 850単位	－60単位		
		要介護5 (28,058単位)				－2, 914単位	－2, 914単位	－95単位		
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		要介護1 (565単位)								
		要介護2 (632単位)								
		要介護3 (700単位)								
		要介護4 (767単位)								
		要介護5 (832単位)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)										
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)								
		(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)								
ホ 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 600単位を加算)										
ヘ 事業開始時支援加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 500単位を加算)										
ト 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 540単位を加算)										
チ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)								
		(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)								
リ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2, 000単位を加算)			注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合							
ヌ 訪問看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2, 500単位を加算)										
ル 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1, 000単位を加算)										
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合									
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合									
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)									
フ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからフまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×74/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×41/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)×90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)×80/100)									

注
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注
所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

：事業開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注								
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又は	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	3時間以上5時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	実費改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合							
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)(旧単独型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (493 単位)	×70/100	×70/100	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位	1日につき —94単位	片道につき —47単位							
			要支援2 (546 単位)																		
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (749 単位)																		
			要支援2 (836 単位)																		
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (852 単位)																		
			要支援2 (952 単位)																		
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)(旧併設型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (445 単位)			×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位														
			要支援2 (494 単位)																		
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (673 単位)																		
			要支援2 (751 単位)																		
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (766 単位)																		
			要支援2 (855 単位)																		
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 (251 単位)	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																	
		要支援2 (265 単位)																			
	(2) 5時間以上7時間未満	要支援1 (407 単位)																			
		要支援2 (430 単位)																			
	(3) 7時間以上9時間未満	要支援1 (469 単位)																			
		要支援2 (496 単位)																			
ハ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ア (1回につき 18単位を加算)			注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計																	
	(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)																				
	(Ⅲ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																				
ニ 介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×104/1000)																				
	(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×76/1000)																				
	(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×42/1000)																				
	(Ⅳ) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(Ⅲ)の90/100)																				
	(Ⅴ) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(Ⅲ)の80/100)																				

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (3,403 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要支援2 (6,877 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,066 単位)				
		要支援2 (6,196 単位)				
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (419 単位)				
		要支援2 (524 単位)				

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)
--------------------------	-----------------

ニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)
------------------------------------	--------------------

ホ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)	
	(2) ロを算定している場合	
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)	

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)	

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注		注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (743 単位)					1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (783 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (771 単位)					1日につき +25単位		

ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)
--------	-----------------

ニ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))
-------------	---------------------------

ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	

ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	

ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)	

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

(別紙 1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他	該 当 す る 体 制 等	割 引
各サービス共通				地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他	
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある	1 なし 2 あり
				サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり	
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ	
				特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				12	訪問入浴介護	
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当					
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当					
サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ					
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応サービス連携	特別地域加算			1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり		
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可		
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり		
			看護体制強化加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 イ及びロの場合 3 ハの場合		
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設	短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり		
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			社会参加支援加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり		

15	通所介護	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ	
				認知症加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
16	通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所(病院・診療所) 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設) 5 大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) 8 大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設) 6 大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所) 9 大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設)		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				短期集中個別リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
				社会参加支援加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				医療連携強化加算	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
22	短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

23	短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I型（療養機能強化型以外） 5 I型（療養機能強化型A） 6 I型（療養機能強化型B） 3 II型（療養機能強化型以外） 7 II型（療養機能強化型） 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

23	短期入所療養介護	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I 型 3 II 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		2 診療所型	1 I 型（療養機能強化型以外） 3 I 型（療養機能強化型A） 4 I 型（療養機能強化型B） 2 II 型	設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

23	短期入所療養介護	3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 3 養護老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型） 7 養護老人ホーム（混合型）	1 一般型 2 外部サービス利用型	個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
27	特定施設入居者生活介護 （短期利用型）	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型）		サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	1 なし 2 あり
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
17	福祉用具貸与			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
43	居宅介護支援			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				特定事業所集中減算	1 なし 2 あり	
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	

51	介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
			看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
			準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
			精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
			障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			看取り介護体制	1 なし 2 あり	
			在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

52	介護保健施設サービス	1 介護保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 身体拘束廃止取組の有無 ターミナルケア体制 栄養マネジメント体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		5 介護保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7 介護保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 身体拘束廃止取組の有無 ターミナルケア体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法 4 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

53	介護療養施設サービス	1 病院療養型	2 I型（療養機能強化型以外） 5 I型（療養機能強化型A） 6 I型（療養機能強化型B） 3 II型（療養機能強化型以外） 7 II型（療養機能強化型） 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
53	介護療養施設サービス	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

53	介護療養施設サービス	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I 型 3 II 型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症患者受入加算 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		2 診療所型	1 I 型（療養機能強化型以外） 3 I 型（療養機能強化型A） 4 I 型（療養機能強化型B） 2 II 型	設備基準 若年性認知症患者受入加算 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

53	介護療養施設サービス	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等										
各サービス共通				地域区分	1 4	1 級地 6 級地	6 9	2 級地 7 級地	7 5	3 級地 その他	2	4 級地	3	5 級地
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		特別地域加算	1	なし	2	あり						
				定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1	定期巡回の指定を受けていない								
					2	定期巡回の指定を受けている								
					3	定期巡回の整備計画がある								
				サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり						
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応型サービス連携		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				特別地域加算	1	なし	2	あり						
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				短期集中リハビリテーション実施加算	1	なし	2	あり						
15	通所介護	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）		リハビリテーションマネジメント加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ				
				社会参加支援加算	1	なし	2	あり						
				職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員				
				時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可						
				入浴介助体制	1	なし	2	あり						
				中重度者ケア体制加算	1	なし	2	あり						
				個別機能訓練体制	1	なし	3	加算Ⅰ	4	加算Ⅱ				
				認知症加算	1	なし	2	あり						
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり						
				栄養改善体制	1	なし	2	あり						
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり						

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙 1 - 2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の	該 当 す る 体 制 等	割 引
各サービス共通				地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他	
61	介護予防訪問介護			サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
				特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
62	介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				緊急時介護予防訪問看護加算	1 なし 2 あり	
				特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
				看護体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり	
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり	

65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				生活機能向上グループ活動加算	1 なし 2 あり	
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
66	介護予防通所リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
		5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導	
26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I型（療養機能強化型以外） 5 I型（療養機能強化型A） 6 I型（療養機能強化型B） 3 II型（療養機能強化型以外） 7 II型（療養機能強化型） 4 III型	療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

26	介護予防短期入所療養介護	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		2 診療所型	1 I型（療養機能強化型以外） 3 I型（療養機能強化型A） 4 I型（療養機能強化型B） 2 II型	設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

26	介護予防短期入所療養介護	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型	サービスの提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	1 なし 2 あり
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
67	介護予防福祉用具貸与			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等										
各サービス共通				地域区分	1 4	1 級地 6 級地	6 9	2 級地 7 級地	7 5	3 級地 その他	2	4 級地	3	5 級地
61	介護予防訪問介護			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり						
				特別地域加算	1	なし	2	あり						
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当						
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1	なし	2	あり						
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当						
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設												
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員				
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり						
				生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり						
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり						
				栄養改善体制	1	なし	2	あり						
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり						
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり						

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙 1 - 3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		そ の 他 該 当 す る 体 制 等										割 引					
各サービス共通						地域区分		1 4	1 級地 6 級地	6 9	2 級地 7 級地	7 5	3 級地 その他	2	4 級地	3	5 級地				
76	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1 一体型 2 連携型		特別地域加算	1	なし	2	あり											1 なし 2 あり		
				中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当													
				中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当													
				緊急時訪問看護加算	1	なし	2	あり													
				特別管理体制	1	対応不可	2	対応可													
				ターミナルケア体制	1	なし	2	あり													
				総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり													
				サービス提供体制強化加算	1	なし	5	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ							
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ											
71	夜間対応型訪問介護	1 I 型 2 II 型		24時間通報対応加算	1	対応不可	2	対応可											1 なし 2 あり		
				サービス提供体制強化加算	1	なし	4	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	5	加算Ⅱイ	3	加算Ⅱロ							
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ											
78	地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所 2 療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員											1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可													
				入浴介助体制	1	なし	2	あり													
				中重度者ケア体制加算	1	なし	2	あり													
				個別機能訓練体制	1	なし	3	加算Ⅰ	4	加算Ⅱ											
				認知症加算	1	なし	2	あり													
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり													
				栄養改善体制	1	なし	2	あり													
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり													
				個別送迎体制強化加算	1	なし	2	あり													
				入浴介助体制強化加算	1	なし	2	あり													
				サービス提供体制強化加算	1	なし	5	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ							
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ											

72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				看取り連携体制加算	1 なし 2 あり	
				訪問体制強化加算	1 なし 2 あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
32	認知症対応型共同生活介護	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				医療連携体制	1 対応不可 2 対応可	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				医療連携体制	1 対応不可 2 対応可	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム 7 サテライト型養護老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
54	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1 地域密着型介護老人福祉施設 2 サテライト型地域密着型介護老人福祉施設 3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 4 サテライト型ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設	1 経過的 施設以外 2 経過的 施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
				看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 あり	
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				小規模拠点集集体制	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

77	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				訪問看護体制減算	1 なし 2 あり	
				緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり	
				特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
				訪問看護体制強化加算	1 なし 2 あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
79	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	1 I 型 2 II 型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
39	介護予防認知症対応型 共同生活介護（短期利用 型）	1 I 型 2 II 型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等										
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3	5級地
76	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1 一体型 2 連携型		特別地域加算	1	なし	2	あり						
				中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当						
				緊急時訪問看護加算	1	なし	2	あり						
				特別管理体制	1	対応不可	2	対応可						
				ターミナルケア体制	1	なし	2	あり						
				総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり						
71	夜間対応型訪問介護	1 I 型 2 II 型		24時間通報対応加算	1	対応不可	2	対応可						
78	地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員				
				時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可						
				入浴介助体制	1	なし	2	あり						
				中重度者ケア体制加算	1	なし	2	あり						
				個別機能訓練体制	1	なし	3	加算Ⅰ	4	加算Ⅱ				
				認知症加算	1	なし	2	あり						
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり						
				栄養改善体制	1	なし	2	あり						
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり						
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員				
				時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可						
				入浴介助体制	1	なし	2	あり						
				個別機能訓練体制	1	なし	2	あり						
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり						
				栄養改善体制	1	なし	2	あり						
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり						

73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				看取り連携体制加算	1 なし 2 あり
				訪問体制強化加算	1 なし 2 あり
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり
68	小規模多機能型居宅介護 （短期利用型）	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
				入浴介助体制	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 （短期利用型）	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

平成 29 年度介護報酬改定に関する審議報告

社会保障審議会介護給付費分科会

平成 28 年 12 月 19 日

介護人材については、更なる処遇改善に引き続き取り組むべく、まずは競合する他産業との賃金差を解消するとの観点から、本年 8 月 2 日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」において、「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均 1 万円相当の改善を平成 29 年度から実施する。」とされ、政府において、平成 29 年度に臨時に介護報酬改定を行うことにより対応することが決定された。

当分科会は、この決定を受けて、その制度設計等について議論を行ってきたが、これまでの議論に基づき、平成 29 年度介護報酬改定に関する基本的な考え方を以下のとおり取りまとめたので報告する。

1. 介護人材の処遇改善

- 介護人材の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものであるが、他方、介護人材の安定的確保及び資質の向上を図るためには、介護業務の負担の軽減や事務の効率化を図る他、事業者における取組を評価し、確実に処遇改善を担保するために必要な対応を講ずることは、現状においても引き続き求められている。
- このため、平成 29 年度介護報酬改定では、現行の介護職員処遇改善加算の位置づけを前提として、これを維持しつつ、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設することが適当である。なお、介護人材の処遇改善について、その必要性は認めつつも、介護報酬改定が予定されていない期中については税財源で対応すべきであり、保険料負担が純増となる形で期中の報酬改定により対応を行うことは厳に慎むべきであるとの強い意見があった。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること（就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を

含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとすることが適当である。

(※) 新設するキャリアパス要件に関する取組の例

- 「経験に応じて昇給する仕組み」…「勤続年数」、「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを想定。
- 「資格等に応じて昇給する仕組み」…「介護福祉士」、「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
- 「一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み」…「実技試験」、「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを想定。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

○ なお、介護職員処遇改善加算について、常勤・月給の職員に比べ、非常勤・時給の職員において処遇改善効果が低いこと等に鑑み、その点への対策も必要ではないかとの意見や、キャリアパス要件を含め、その実効性を確保することが必要であるとの意見があった。

○ また、介護職員処遇改善加算の対象職員や対象費用の範囲を拡大する場合には、加算の算定額が必ずしも全て介護人材の賃金改善に充てられないこととなる。

この点に関して、対象職員の拡大については、介護事業所で働く様々な職種の職員のチームワークの向上に資するとの意見があった一方で、介護職員のみに限定した処遇改善を実現すべきとの意見もあり、対象費用の拡大については、介護職員の職場定着を図るため、賃金改善以外の、仕事と子育ての両立支援や教育・研修・職場環境の改善へ活用できることとすることが必要であるとの意見があった一方で、現在でも必ずしも賃金改善に直接結びついていない面があるとの指摘がある中、さらに賃金改善の効果が弱まりかねないとの意見もあったことから、慎重な対応が必要である。

○ このため、平成 29 年度介護報酬改定においては、介護人材の確保は重要な課題であり、その処遇改善を図るために臨時に介護報酬改定を実施する趣旨に鑑み、まずは、新たに措置する月額平均 1 万円相当の処遇改善が、介護人材の賃金改善に確実に結びつくことが重要であるとの考えから、介護職員処遇改善加算の対象職員や対象費用の範囲については現行の取扱いを維持することが適当である。

- 一方、対象職員や対象費用の範囲を含め、介護職員処遇改善加算の在り方については、介護人材の状況、平成 29 年度介護報酬改定で措置する月額平均 1 万円相当の処遇改善の実施状況、介護人材と他職種・他産業との賃金の比較や例外的かつ経過的な取扱いとの位置付けなどを踏まえつつ、引き続き検討していくことが適当である。なお、この点については、更なる処遇改善を引き続き検討すべきとの意見や、恒久的な在り方も視野に入れて検討すべきとの意見があった一方、処遇改善を介護報酬により対応すべきかどうかという観点も含めて検討すべきとの意見があった。

2. その他

- 平成 27 年度介護報酬改定後の議論の中で、地域区分の在り方については、地方自治体の対応準備に時間を要するため、一定期間内に方向性を示すことができるよう検討することとされたことを受けて、政府において、地域区分に関する地方自治体の意見について調査が行われた。
- 本調査の結果を踏まえ、地域区分については、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例を設けることが適当である。
- 具体的には、現行の設定方法による区分を適用した結果、隣接地域全ての地域区分が当該地域より高くなる地域については、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内の区分を選択できることとし、隣接地域全ての地域区分が当該地域より低くなる地域については、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番高い区分までの範囲内の区分を選択できることとするのが適当である。
- また、平成 27 年度介護報酬改定による地域区分の見直しに伴う経過措置について、現状では平成 29 年度末までがその期限となっているが、この点に関しては、地方自治体への調査における意見を踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度末までの当該地域の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内の区分で、平成 32 年度末まで引き続き経過措置を講じることを認めることが適当である。
- これらの見直しについては、対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての

意向を十分に確認した上で、財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下、平成 30 年度介護報酬改定において実施することが適当である。

- なお、地域区分の在り方については、少なくとも市町村域を超えた、より広域的な範囲での設定とするなど根本的な見直しを含めて、今後も引き続き検討すべきとの意見があった一方、仮に広域的な範囲で設定することとしても、地方自治体のブロック分けの方法や各ブロックにおける級地の設定方法について、より多くの地方自治体の納得を得られるものにするのは極めて困難ではないかとの意見があった。



厚生労働省発老0118第1号
平成29年1月18日

社会保障審議会
会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣
塩崎 恭久

諮問書
(平成29年度介護報酬改定について)

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項、第42条の2第3項、第48条第3項（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第4項において準用する場合を含む。）、第53条第3項及び第54条の2第3項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第3項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。



分 介 発 0 1 1 8 第 1 号
平 成 2 9 年 1 月 1 8 日

社会保障審議会

会 長 西村 周三 殿

介護給付費分科会

分科会長 田中 滋

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）の一部改正について（報告）

平成29年1月18日厚生労働省発老0118第1号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得たので報告する。



社 保 審 発 〇 一 一 八 第 一 号
平 成 二 九 年 一 月 一 八 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

社会保障審議会
会 長 西村 周三

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）の一部改正について（答申）

平成29年1月18日厚生労働省発老〇一八第1号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。